

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					支払 開始 年度	賃料 支払 回数	借賃の 支払 方法 (注1)	借受経営体の名称	経営体 の区分 (注2)	添付 書類 省略の 区分 (注3)	契約の状況			地域 計画 区域	契約 区分 (注4)	備考
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)							新規	更新	付替			
1	岩美町	池谷	太田	677	田	田	水稻	1,633.00	1,633.00	H30.4.15	R10.4.14	10年	3,062	5,000	R6.12.1	R10.4.14	3年 4ヶ月	3,062	5,000	R7	3	①	森田 和邦	⑤	A		○			③	
2	岩美町	岩井	大野下	1466	田	田	水稻	2,901.00	2,901.00	H30.4.15	R10.4.14	10年	4,000	11,604	R6.12.1	R10.4.14	3年 4ヶ月	4,000	11,604	R7	3	①	(有)いわみ農産	①	A,B,C		○			③	
3	岩美町	岩本	大曲り	609	田	田	水稻	1,196.00	1,196.00	H30.5.15	R10.5.14	10年	玄米25.5kg	玄米30kg	R6.12.1	R10.5.14	3年 5ヶ月	玄米25.5kg	玄米30kg	R7	3	②	木下 隆男	①	A		○			③	
4	岩美町	岩本	妙蓮	735-6	田	田	水稻	1,032.00	1,032.00	H30.5.15	R10.5.14	10年	玄米30kg	玄米30kg	R6.12.1	R10.5.14	3年 5ヶ月	玄米30kg	玄米30kg	R7	3	②	谷口 与志一	⑤	A		○			③	
5	岩美町	浦富	轟キ	3465	田	田	水稻	169.00	169.00	H30.5.15	R10.5.14	10年	0	0	R6.12.1	R10.5.14	3年 5ヶ月	0	0	-	-	-	(株)新輝	①	A,B		○			③	
6	岩美町	延興寺	大坪	844	田	田	水稻	2,506.00	2,506.00	H30.4.15	R10.4.14	10年	1,000	2,506	R6.12.1	R10.4.14	3年 4ヶ月	1,000	2,506	R7	3	①	(農)小田みなみ	①	A,B,C		○			③	
7	岩美町	延興寺	大坪	845	田	田	水稻	2,794.00	2,794.00	H30.4.15	R10.4.14	10年	1,000	2,794	R6.12.1	R10.4.14	3年 4ヶ月	1,000	2,794	R7	3	①	(農)小田みなみ	①	A,B,C		○			③	
8	岩美町	河崎	溝下	278-1	田	田	水稻	257.00	257.00	H30.4.15	R10.4.14	10年	4,000	1,028	R6.12.1	R10.4.14	3年 4ヶ月	4,000	1,028	R7	3	①	福上工業(株)	①	A,B		○			③	
9	岩美町	高山	下猫山	307-1	田	田	水稻	889.00	889.00	H30.4.15	R10.4.14	10年	4,000	3,556	R6.12.1	R10.4.14	3年 4ヶ月	4,000	3,556	R7	3	①	多田 昇	⑤	A		○			③	
10	岩美町	牧谷	五月井手	1973	田	田	水稻	2,333.00	2,333.00	H30.4.15	R10.4.14	10年	3,500	8,165	R6.12.1	R10.4.14	3年 4ヶ月	3,500	8,165	R7	3	①	濱崎 孝雄	①	A		○			③	
11	岩美町	牧谷	五月井手	1974	田	田	水稻	3,064.00	3,064.00	H30.4.15	R10.4.14	10年	3,500	10,724	R6.12.1	R10.4.14	3年 4ヶ月	3,500	10,724	R7	3	①	濱崎 孝雄	①	A		○			③	
計									18,774.00㎡														9名								

○注記ごとに該当する記号を記載

- 注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。
 注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他
 注3 A 同じ経営体と同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。
 注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。